

教育ファームの運営等地域の食育活動を支援します ～ 消費・安全対策交付金（地域における食育の推進）～

どのようにして
食べ物が作られているのか、
知ってほしい。

米づくりを体験して、
美味しいご飯を一緒
にたべよう。



地域の食育活動の取組に 国の支援があります。

教育ファーム等農林漁業体験の推進



日本型食生活の普及促進



（日本型食生活のイメージ）

食事バランスガイド



対象者等

- 都道府県、市町村、農業者団体等

事業申請

- 都道府県、政令指定都市に申請して下さい。

＜交付の流れ＞ 交付率：定額（1/2以内）



1 地域における日本型食生活等の普及促進

交付率

定額: 1/2以内

- ・ **食育に関する展示会やシンポジウム等の開催**
(会場借料、資料作成費等)
- ・ **食育推進リーダーの育成及び活動の促進**
(講師謝金、会場借料等)
- ・ **地域の食育の進め方について検討する会議の開催**
(会場借料、資料作成費等)



(日本型食生活とは)

日本の気候風土に適した米を中心に、水産物、畜産物、野菜等多様な副食から構成された栄養バランスに優れた食生活です。

2 教育ファーム等の体験活動の推進

交付率

定額: 1/2以内

- ・ **教育ファーム等農林漁業体験運営のために必要な会議の開催**
(会場借料、資料作成費等)
- ・ **農林漁業体験の実施**
(農機具借料、種苗費、消耗品費)
- ・ **農林漁業体験の指導者養成**
(講師謝金、会場借料等)



(教育ファームとは)

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、農業者団体等が生産現場に消費者を招き、一連の農作業等の体験の機会を提供する取組です。

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」をはじめ
地域の食文化の保護・継承等の活動も支援対象となります